

学校給食への有機農産物等使用促進による食の指導充実に関する調査研究委託要項

令和 7 年 2 月 6 日

初等中等教育局長決定

1. 趣旨

学校給食において、有機農産物等を活用することは、地域の食文化・産業への理解や生産者への感謝の気持ちを育むとともに、環境負荷低減や持続可能な食料生産の促進等に対する子供たちの理解を深める観点からも有効である。

他方、有機農産物等について、学校給食に必要な量を確保することが難しいことから、生産者への生産状況の定期的な確認を要することや、活用にあたっては学校・教育委員会・生産者・流通業者等の関係者間で頻繁に協議を行う必要があるなど、現状、活用に向けて課題もあるところである。

これらを踏まえ、本事業においては、学校給食における有機農産物等の使用促進及び、それを通じた児童生徒への食育の推進を目的として、先進事例の創出に向けた調査研究を行う。

2. 委託業務の内容

本事業においては、次の 2 つの取組みを実施する。

(1) 有機農産物等の安定的な供給による使用促進に向けた調査研究

学校給食における有機農産物等の使用促進を図るため、学校・教育委員会・生産者・流通業者等の関係者間での連絡調整を担うコーディネーター等の人材配置を行うことや、有機農産物等の納品にかかる加工の効率化を図ることの有効性について調査研究を行う。また、関係機関との効果的な連携方策や、学校給食において活用しやすい献立例の開発等の有機農産物等活用機会の増加に向けた効果的な方策、安定的かつ継続的な有機農産物等活用のための体制構築等について調査研究を行う。

(2) 有機農産物等の継続的な活用による食育の推進に向けた調査研究

学校給食において有機農産物等の活用を図ること等を通じて、児童生徒に対する食育を推進するため、有機農産物等を題材とし、栄養教諭を中心とした効果的な指導の在り方の調査研究を行う。また、農業体験の導入等による環境負荷低減に係る学びの在り方に関する調査研究を行う。

3. 業務の委託先

本事業の委託先は、都道府県及び市区町村教育委員会とする。

4. 委託期間

委託期間については、契約日から当該年度の最終日（令和８年３月３１日）までとする。

5. 委託手続

- (1) 業務の委託を受けようとする教育委員会は、事業計画書（別紙様式１）を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、審査委員会を設置して、上記（１）により提出された事業計画書の内容を審査し、本事業の趣旨を踏まえた適切な計画であると認めた場合、当該教育委員会と委託契約を締結する。なお、文部科学省は、必要に応じて当該計画の見直しを求めることができる。

6. 委託費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で業務の実施に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、設備備品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、委託先の請求により支払うものとする。ただし、委託先が事業の完了前に必要な経費の支払を受けようとし、文部科学省が必要であると認めるときは、契約額の全部又は一部を概算払するものとする。

7. 再委託

業務の全部を、第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、再委託することが業務を実施する上で合理的であると認めるものについては、一部を再委託することができる。なお、再委託先は、再委託を受けた事業の全部又は一部を第三者に委託（再々委託）することはできない。

8. 事業完了（廃止）の報告

受託者は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託事業完了（廃止）報告書（別紙様式２）を作成し、業務が完了した日から１０日以内、又は委託契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出すること。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記８．により提出された委託事業完了（廃止）報告書について、必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。
- (2) 上記（１）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。
- (3) 文部科学省は、上記（１）において、適正な経費執行がなされていない場合、経費の

全部又は一部について、返納を求めることができる。

10. 著作権等

委託先は、業務により発生した権利がある場合には、原則として本事業完了後速やかに文部科学省に帰属させるものとする。

11. その他

- (1) 文部科学省は、委託先における業務の内容が当該事業の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正処置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (3) 文部科学省は、業務の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (4) 本事業を実施する受託者は、文部科学省が行う事業成果の活用状況の把握等に協力するものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (6) この要項に定めのない事項で業務の実施に必要な事項は、文部科学省が必要に応じて別途定めるものとする。